

平成 26 年 3 月

# 盛岡市議会定例会議案

## 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 1 号	平成26年度盛岡市一般会計予算……………	1
議案第 2 号	平成26年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算……………	21
議案第 3 号	平成26年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算……………	26
議案第 4 号	平成26年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算……………	30
議案第 5 号	平成26年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算……………	34
議案第 6 号	平成26年度盛岡市介護保険費特別会計予算……………	39
議案第 7 号	平成26年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算……………	44
議案第 8 号	平成26年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算……………	47
議案第 9 号	平成26年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算……………	50
議案第 10 号	平成26年度盛岡市東中野財産区特別会計予算……………	53
議案第 11 号	平成26年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算……………	56
議案第 12 号	平成26年度盛岡市水道事業会計予算……………	別冊
議案第 13 号	平成26年度盛岡市下水道事業会計予算……………	別冊
議案第 14 号	平成26年度盛岡市病院事業会計予算……………	別冊
議案第 15 号	盛岡市民生委員定数条例について……………	59
議案第 16 号	盛岡市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について……………	60
議案第 17 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について……………	61
議案第 18 号	消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について……………	62
議案第 19 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について……………	64
議案第 20 号	盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について……………	66
議案第 21 号	盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について……………	67
議案第 22 号	盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について……………	68
議案第 23 号	盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例について……………	69
議案第 24 号	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について……………	70
議案第 25 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について……………	84
議案第 26 号	盛岡市市民プール条例の一部を改正する条例について……………	85
議案第 27 号	盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	87
議案第 28 号	損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて……………	88
議案第 29 号	包括外部監査契約の締結について……………	89
議案第 30 号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県	

[Faint, illegible text covering the majority of the page]

議案第 1 号

平成26年度盛岡市一般会計予算

平成26年度盛岡市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 106,070,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市税		千円 41,965,091
	1 市民税	20,769,280
	2 固定資産税	16,424,796
	3 軽自動車税	447,162
	4 市たばこ税	2,223,685
	5 入湯税	53,850
	6 都市計画税	2,046,318
2 地方譲与税		832,722
	1 地方揮発油譲与税	243,679
3 利子割交付金		91,975
	1 利子割交付金	91,975
4 配当割交付金		78,569
	1 配当割交付金	78,569
5 株式等譲渡所得割交付金		12,975
	1 株式等譲渡所得割交付金	12,975
6 地方消費税交付金		3,398,573
	1 地方消費税交付金	3,398,573
7 ゴルフ場利用税交付金		24,660

款	項	金額
		千円
	1 ゴルフ場利用税交付金	24,660
8 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
9 自動車取得税交付金		88,448
	1 自動車取得税交付金	88,448
10 地方特例交付金		120,700
	1 地方特例交付金	120,700
11 地方交付税		16,645,076
	1 地方交付税	16,645,076
12 交通安全対策特別交付金		74,436
	1 交通安全対策特別交付金	74,436
13 分担金及び負担金		1,471,879
	1 負担金	1,471,879
14 使用料及び手数料		1,766,280
	1 使用料	1,226,876
	2 手数料	481,528
	3 証紙収入	57,876
15 国庫支出金		18,520,611
	1 国庫負担金	14,028,628

款	項	金額
		千円
	2 国庫補助金	4,424,265
	3 委託金	67,718
16 県支出金		5,792,275
	1 県負担金	2,757,320
	2 県補助金	2,527,328
	3 委託金	507,627
17 財産収入		399,197
	1 財産運用収入	147,249
	2 財産売却収入	251,948
18 寄附金		2,331
	1 寄附金	2,331
19 繰入金		1,280,798
	1 特別会計繰入金	38,997
	2 基金繰入金	1,241,801
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		1,392,102
	1 延滞金, 加算金及び過料	136,075
	2 市預金利子	7,029

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	千円 373,469
	4 受託事業収入	4,964
	5 雑入	870,565
22 市債		12,111,300
	1 市債	12,111,300
歳 入	合 計	106,070,000



歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 693,499
	1 議会費	693,499
2 総務費		11,264,736
	1 総務管理費	9,461,557
	2 徴税费	1,121,440
	3 戸籍住民基本台帳費	460,533
	4 選挙費	53,191
	5 統計調査費	86,345
	6 監査委員費	81,670
3 民生費		40,339,078
	1 社会福祉費	16,208,343
	2 児童福祉費	15,371,973
	3 生活保護費	8,758,762
4 衛生費		7,710,178
	1 保健衛生費	1,453,259
	2 清掃費	3,605,886
	3 保健所費	2,651,033
5 労働費		472,079
	1 労働諸費	472,079

款	項	金額
6 農林費		千円 2,189,295
	1 農業費	1,832,268
	2 林業費	357,027
7 商工費		1,220,915
	1 商工費	1,220,915
8 土木費		16,025,848
	1 土木管理費	214,301
	2 道路橋りよう費	4,439,838
	3 河川費	583,110
	4 都市計画費	9,516,683
	5 住宅費	1,271,916
9 消防費		3,599,659
	1 消防費	3,599,659
10 教育費		9,032,096
	1 教育総務費	744,837
	2 小学校費	3,358,437
	3 中学校費	1,657,071
	4 高等学校費	711,977
	5 幼稚園費	514,330

款	項	金額
		千円
	6 社会教育費	1,858,340
	7 保健体育費	187,104
11 災害復旧費		1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		13,472,616
	1 公債費	13,472,616
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳	出	合
		計
		106,070,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合アリーナ整備事業に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	197,500
通年型スケートリンク整備事業に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	1,800,000
農業近代化資金の融資に伴う利子補給についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成46年度	年 0.5%
商工振興資金の融資に伴う保証料補給についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成35年度	岩手県信用保証協会の定める保証料の額
柵沢橋上部工工事に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	180,000
消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備整備事業に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成37年度	12億4,000万円に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額を加算した額
土淵小・中学校一貫教育導入施設整備事業に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	509,159
仙北地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	8,571万円に物価変動等による増減額を加算した額
中野地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	4,594万円に物価変動等による増減額を加算した額
みたけ地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	4,638万円に物価変動等による増減額を加算した額
太田地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	6,284万円に物価変動等による増減額を加算した額
土淵地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	4,438万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
つなぎ地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	4,765万円に物価変動等による増減額を加算した額
緑が丘地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	4,631万円に物価変動等による増減額を加算した額
山岸地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	4,696万円に物価変動等による増減額を加算した額
湯沢地域交流活性化センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成28年度	2,675万円に物価変動等による増減額を加算した額
青山地区活動センター及び盛岡市立青山老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1億 6,326万円に物価変動等による増減額を加算した額
厨川地区活動センター、盛岡市立厨川児童センター及び盛岡市立厨川老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	9,748万円に物価変動等による増減額を加算した額
松園地区活動センター、盛岡市立松園児童センター及び盛岡市立松園老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1億 2,178万円に物価変動等による増減額を加算した額
加賀野地区活動センター、盛岡市立加賀野児童センター及び盛岡市立加賀野老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1億 243万円に物価変動等による増減額を加算した額
本宮地区活動センター、盛岡市立本宮児童センター及び盛岡市立本宮老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1億 1,144万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
もりおか女性センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	3億 1,775万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立愛宕山老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,532万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立杜陵老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,551万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立西厨川老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	4,037万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立つなぎ老人憩いの家の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	3,648万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立西青山老人憩いの家の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	2,841万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立高松老人憩いの家の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	2,774万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立山岸老人憩いの家の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	2,957万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立川目児童センター及び盛岡市立川目老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,208万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立北厨川児童センター及び盛岡市立北厨川老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,034万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市立仁王児童センター及び盛岡市立仁王老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	6,950万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立山王児童センター及び盛岡市立山王老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,074万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立桜城児童センター及び盛岡市立桜城老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	6,906万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立山岸児童センター及び盛岡市立山岸老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,031万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立上田児童センター及び盛岡市立上田老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,102万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立大慈寺児童センター及び盛岡市立大慈寺老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	6,950万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立下太田児童センター及び盛岡市立下太田老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	6,951万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立緑が丘児童センター及び盛岡市立緑が丘老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,264万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立仙北児童センター及び盛岡市立仙北老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	8,966万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市立上米内児童センター及び盛岡市立上米内老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,083万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立北松園児童センター及び盛岡市立北松園老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	8,100万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立上堂児童センター及び盛岡市立上堂老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	8,007万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立見前児童センター及び盛岡市立世代交流センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,879万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立青山児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	6,193万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立大新児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	5,608万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立杜陵児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	5,878万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立みたけ児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	5,948万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立城西児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	5,775万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立河北児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	5,935万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立高松児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	6,017万円に物価変動等による増減額を加算した額



事 項	期 間	限 度 額
盛岡市立上飯岡児童センター及び盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,996万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立津志田児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,221万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立湯沢児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	6,973万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立月が丘児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	6,288万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立手代森児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,160万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立永井児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	5,965万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立乙部児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,104万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立地域福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1億 2,413万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立けやき荘及び盛岡市立太田老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	4億 1,655万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市都南つどの森, 盛岡市立都南老人福祉センター及び盛岡市都南サイクリングターミナルの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	4億 3,861万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市立乙部老人福祉センター及び盛岡市立乙部運動広場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	4,206万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立ひまわり学園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	2億9,016万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立しらたき工房の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	6,704万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立身体障害者福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	9,674万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立かつら荘の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1億6,304万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市環境学習広場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1,026万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市中央通勤労青少年ホームの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1億1,856万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市勤労福祉会館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1億382万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市都南勤労福祉会館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1,575万円に物価変動等による増減額を加算した額
サンライフ盛岡の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,242万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市外山森林公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7,893万円に物価変動等による増減額を加算した額
町村活性化センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	114万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
岩洞活性化センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	4,805万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設及び盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコートの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	464万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市観光文化交流センター及びもりおか啄木・賢治青春館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	5億7,614万円に物価変動等による増減額を加算した額
もりおか町家物語館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成28年度	9,394万円に物価変動等による増減額を加算した額
岩手公園地下駐車場、マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	4億9,367万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市高松公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1億2,706万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市動物公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	13億2,488万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡劇場、盛岡市都南文化会館、盛岡市民文化ホール及び盛岡市渋民文化会館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	24億6,953万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立総合プール及び盛岡市都南中央公園プールの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7億8,275万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立太田スポーツセンター及び盛岡市立太田テニスコートの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	2,983万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市アイスアリーナの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成28年度	2億 1,600万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡南公園球技場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	2億 1,189万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡体育館、盛岡市太田橋野球場及び盛岡市営野球場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1億 4,195万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立網取スポーツセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	8,178万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立東中野運動広場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成28年度	479万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立武道館及び盛岡市弓道場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1億 389万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市渋民運動公園、盛岡市渋民野球場、盛岡市立玉山運動場及び盛岡市立生出スキー場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1億 5,995万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立松園運動広場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	401万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市屋内ゲートボール場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	896万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立つなぎ多目的運動広場及び盛岡市つなぎスポーツ研修センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成28年度	1億 3,831万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館 及び盛岡市渋民公民館の管理運営に必 要とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	3億 4,727万円に物価変動等による増減額を 加算した額
盛岡市子ども科学館の管理運営に必要 とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	7億 6,218万円に物価変動等による増減額を 加算した額
歴史公園（志波城古代公園）の管理運 営に必要とする経費についての債務負 担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	5,445万円に物価変動等による増減額を加算 した額
もりおか歴史文化館の管理運営に必要 とする経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	5億 7,266万円に物価変動等による増減額を 加算した額
盛岡てがみ館の管理運営に必要とする 経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成30年度	1億 331万円に物価変動等による増減額を加 算した額
石川啄木記念館の管理運営に必要とす る経費についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成27年度	4,367万円に物価変動等による増減額を加算 した額

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	4,885,000	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成26年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内  (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
庁舎等耐震補強事業債	1,200			
コミュニティ施設建設事業債	164,600			
国民体育大会開催施設整備事業債	303,400			
通年型スケートリンク整備事業債	765,900			
総合アリーナ整備事業債	93,800			
社会福祉施設整備事業債	332,500			
上水道安全対策事業出資債	99,000			
廃棄物処理施設設備機器整備事業債	48,900			
生出地域エコタウン事業債	42,900			
農村整備事業債	35,600			
林道整備事業債	12,200			
公有林整備事業債	35,000			
桜の里整備事業債	8,000			
地方道路等整備事業債	2,370,200			
道路整備事業債	378,000			
都市再生整備計画事業債	127,300			
高齢者・障がい者にやさしいみちづくり事業債	14,400			
急傾斜地崩壊対策事業債	4,500			
河川整備事業債	212,800			
公園整備事業債	385,900			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業債	331,500			
消防施設整備事業債	41,300			
土淵小・中一貫教育 導入施設整備事業債	263,600			
城東中学校 校舎改築事業債	9,400			
耐震補強事業債	506,900			
プール改修事業債	3,900			
向中野小学校 施設整備事業債	213,400			
巻堀中学校 施設整備事業債	295,900			
津志田小学校 施設整備事業債	73,700			
(仮称)見前南地区 公民館整備事業債	21,000			
志波城跡保存 整備事業債	23,300			
盛岡南新都市 整備事業債	6,300			
計	12,111,300			

議案第 2 号

平成26年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算

平成26年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,474千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 3,390
	1 分担金	2,310
	2 負担金	1,080
2 使用料及び手数料		5,437
	1 使用料	5,436
	2 手数料	1
3 国庫支出金		6,863
	1 国庫補助金	6,863
4 繰入金		2,232
	1 一般会計繰入金	2,232
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		351
	1 延滞金	1
	2 雑入	350
7 市債		12,200
	1 市債	12,200
歳入	合計	30,474

# 歳 出

款	項	金 額
1 公設浄化槽整備費		千円 22,833
	1 公設浄化槽整備費	22,833
2 公設浄化槽管理費		6,167
	1 公設浄化槽管理費	6,167
3 公債費		1,474
	1 公債費	1,474
歳 出 合 計		30,474

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公設浄化槽排水設備普及資金借受者に対する 利子補給についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成32年度	公設浄化槽排水設備普及資金融資額に 対する年利10%以内の利子補給額

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公設浄化槽事業債	12,200	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成26年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
計	12,200			

議案第 3 号

平成26年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算

平成26年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 522,741千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 10
	1 分担金	10
2 使用料及び手数料		72,900
	1 使用料	72,850
	2 手数料	50
3 繰入金		449,829
	1 一般会計繰入金	449,829
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 延滞金	1
歳 入 合 計		522,741

# 歳 出

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		千円 80
	1 農業集落排水整備費	80
2 農業集落排水施設管理費		93,139
	1 農業集落排水施設管理費	93,139
3 公債費		429,522
	1 公債費	429,522
歳 出	合 計	522,741

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
排水設備普及資金借受者に対する利子補給についての債務負担 (平成26年度分)	自 平成26年度 至 平成33年度	排水設備普及資金融資額に対する年利10%以内の利子補給額



議案第 4 号

平成26年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

平成26年度盛岡市の母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,237千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 11,265
	1 一般会計繰入金	11,265
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		57,413
	1 貸付金元利収入	56,384
	2 雑入	1,029
4 市債		1,558
	1 市債	1,558
歳入合計		70,237

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		千円 70,237
	1 貸付費	58,606
	2 貸付事務費	11,631
歳 出	合 計	70,237

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉 資金貸付事業	1,558	借入先 厚生労働省 借入方法 普通貸借 借入時期 平成26年度	無利子	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第 129 号) 第37条第2項, 第 4項及び第6項に定め るところにより償還す る。
計	1,558			

議案第 5 号

平成26年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算

平成26年度盛岡市の国民健康保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,821,753千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 5,684,930
	1 国民健康保険税	5,684,930
2 使用料及び手数料		4,002
	1 手数料	4,000
	2 証紙収入	2
3 国庫支出金		7,034,059
	1 国庫負担金	4,763,782
	2 国庫補助金	2,270,277
4 療養給付費交付金		1,559,632
	1 療養給付費交付金	1,559,632
5 前期高齢者交付金		6,962,286
	1 前期高齢者交付金	6,962,286
6 県支出金		1,419,395
	1 県負担金	187,169
	2 県補助金	1,232,226
7 共同事業交付金		3,201,070
	1 共同事業交付金	3,201,070
8 財産収入		9
	1 財産運用収入	9

款	項	金額
9 繰入金		千円 1,885,041
	1 一般会計繰入金	1,885,040
	2 基金繰入金	1
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		71,327
	1 延滞金, 加算金及び過料	57,700
	2 雑入	13,627
歳 入 合 計		27,821,753

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 413,473
	1 総務管理費	229,706
	2 徴税费	183,091
	3 運営協議会費	676
2 保険給付費		18,895,457
	1 療養諸費	16,796,000
	2 高額療養費	1,971,100
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	113,455
	5 葬祭諸費	12,900
	6 医療費助成費	2,000
3 後期高齢者支援金		3,469,021
	1 後期高齢者支援金	3,469,021
4 前期高齢者納付金		2,531
	1 前期高齢者納付金	2,531
5 老人保健拠出金		131
	1 老人保健拠出金	131
6 介護納付金		1,504,440
	1 介護納付金	1,504,440



款	項	金額
7 共同事業拠出金		千円 3,246,496
	1 共同事業拠出金	3,246,496
8 保健事業費		251,412
	1 保健事業費	251,412
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		27,791
	1 償還金及び還付加算金	27,791
11 予備費		11,000
	1 予備費	11,000
歳 出 合 計		27,821,753

議案第 6 号

平成26年度盛岡市介護保険費特別会計予算

平成26年度盛岡市の介護保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,431,039千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 4,102,703
	1 介護保険料	4,102,703
2 使用料及び手数料		657
	1 手数料	656
	2 証紙収入	1
3 国庫支出金		4,993,883
	1 国庫負担金	3,787,587
	2 国庫補助金	1,206,296
4 支払基金交付金		6,043,813
	1 支払基金交付金	6,043,813
5 県支出金		3,008,212
	1 県負担金	2,952,153
	2 県補助金	56,059
6 財産収入		132
	1 財産運用収入	132
7 繰入金		3,280,801
	1 一般会計繰入金	3,023,332
	2 基金繰入金	257,469
8 繰越金		5

款	項	金額
	1 繰越金	千円 5
9 諸収入		833
	1 延滞金, 加算金及び過料	1
	2 雑入	832
歳 入 合 計		21,431,039

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 378,516
	1 総務管理費	211,989
	2 徴収費	35,971
	3 介護認定審査会費	129,203
	4 趣旨普及費	1,353
2 保険給付費		20,737,662
	1 介護サービス等諸費	18,736,133
	2 介護予防サービス等諸費	740,548
	3 その他諸費	28,493
	4 高額介護サービス等費	384,495
	5 高額医療合算介護サービス等費	44,741
	6 特定入所者介護サービス等費	803,252
3 地域支援事業費		309,723
	1 介護予防事業費	103,565
	2 包括的支援事業・任意事業費	206,158
4 基金積立金		132
	1 基金積立金	132
5 諸支出金		4,006
	1 償還金及び還付加算金	4,006

款	項	金額
6 予備費		千円 1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		21,431,039

議案第 7 号

平成26年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算

平成26年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,683,243千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,239,441
	1 後期高齢者医療保険料	2,239,441
2 使用料及び手数料		442
	1 手数料	442
3 繰入金		436,646
	1 一般会計繰入金	436,646
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		6,713
	1 延滞金, 加算金及び過料	701
	2 償還金及び還付加算金	6,010
	3 雑入	2
歳 入 合 計		2,683,243



歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 37,291
	1 総務管理費	3,198
	2 徴収費	34,093
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,638,942
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,638,942
3 諸支出金		6,010
	1 償還金及び還付加算金	6,010
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,683,243

議案第 8 号

平成26年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算

平成26年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,640,546千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 646,609
	1 使用料	646,608
	2 手数料	1
2 財産収入		88
	1 財産運用収入	88
3 繰入金		730,447
	1 一般会計繰入金	510,447
	2 基金繰入金	220,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		263,401
	1 雑入	263,401
歳入合計		1,640,546

歳 出

款	項	金 額
1 市場総務費		千円 594,165
	1 市場管理費	594,165
2 公債費		1,045,881
	1 公債費	1,045,881
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,640,546

議案第 9 号

平成26年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算

平成26年度盛岡市の土地取得事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 135,441千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 13,469
	1 財産運用収入	13,469
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		121,971
	1 貸付金元利収入	121,971
歳 入	合 計	135,441

歳 出

款	項	金 額
1 管理事務費		千円 40,924
	1 管理事務費	40,924
2 公債費		94,517
	1 公債費	94,517
歳 出 合 計		135,441

議案第 10 号

平成26年度盛岡市東中野財産区特別会計予算

平成26年度盛岡市の東中野財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 2,676
	1 財産運用収入	2,675
	2 財産売却収入	1
2 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		2,677

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 2,677
	1 財産管理費	2,677
歳 出 合 計		2,677

議案第 11 号

平成26年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算

平成26年度盛岡市の東中野，東安庭，門財産区特別会計予算は，次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 704千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成26年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 8
	1 財産運用収入	7
	2 財産売却収入	1
2 繰入金		695
	1 一般会計繰入金	695
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		704

# 歳出

款	項	金額
1 財産費		千円 704
	1 財産管理費	704
歳出合計		704

議案第 15 号

盛岡市民生委員定数条例について

盛岡市民生委員定数条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市民生委員定数条例

民生委員法（昭和23年法律第 198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を 574人と  
する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律  
（平成25年法律第44号）の施行に伴い、民生委員の定数を定めようとするものである。

議案第 16 号

盛岡市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について

盛岡市青少年問題協議会設置条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

盛岡市青少年問題協議会設置条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「会長及び委員26人」を「委員25人」に、「組織する」を「組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 知識経験を有する者

第2条第2項中「市議会議員及び学識経験者のうちから委嘱する」を削り、同項ただし書中「欠員が生じた場合における」を「補欠の」に改める。

第3条第1項中「委員の互選による」を「会長及び」に、「置く」を「置き、委員の互選とする」に改める。

第5条第1項中「会長」を「市長」に改める。

第7条中「市長が」を「会長が協議会に諮つて」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に盛岡市青少年問題協議会の委員である者は、改正後の盛岡市青少年問題協議会設置条例第2条第1項の規定により盛岡市青少年問題協議会の委員に委嘱されたものとみなし、その委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成27年10月31日までとする。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い青少年問題協議会の委員の委嘱等について定めるとともに、委員の定数を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 17 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について  
盛岡市職員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「1,461人」を「1,480人」に、「105人」を「106人」に、「204人」を「199人」に、「72人」を「73人」に、「255人」を「247人」に、「57人」を「54人」に、「2,302人」を「2,306人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。



議案第 18 号

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(盛岡市立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 盛岡市立病院使用料及び手数料条例(昭和33年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(盛岡市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 盛岡市水道事業給水条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項、第28条第1項及び第29条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(盛岡市下水道条例の一部改正)

第3条 盛岡市下水道条例(昭和36年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「950円」を「977円」に、「43円」を「44円」に、「96円」を「99円」に、「135円」を「139円」に、「186円」を「192円」に、「245円」を「252円」に、「288円」を「297円」に改める。

(盛岡市中央卸売市場業務規程の一部改正)

第4条 盛岡市中央卸売市場業務規程(昭和46年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第55条第3項、第58条第1項及び第62条第1項中「100分の5」を「100分の8」に改め、第71条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(盛岡市夜間急患診療所条例の一部改正)

第5条 盛岡市夜間急患診療所条例(昭和51年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(盛岡市農業集落排水施設条例の一部改正)

第6条 盛岡市農業集落排水施設条例(平成2年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「1,400円」を「1,440円」に改め、同項第2号中「414円」を「426円」に改める。

(盛岡市公設浄化槽条例の一部改正)

第7条 盛岡市公設浄化槽条例(平成19年条例第71号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表中「3,800円」を「3,909円」に、「4,300円」を「4,423円」に、「4,900円」を「5,040円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の盛岡市水道事業給水条例第28条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に水道料金（以下「料金」という。）の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の盛岡市下水道条例第14条の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

#### 提案理由

消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、関係する条例の規定の整理をしようとするものである。

議案第 19 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表65の11の項中「19万7,000円」を「20万2,000円」に、「14万4,000円」を「14万7,000円」に、「25万9,000円」を「26万6,000円」に、「17万5,000円」を「18万円」に、「29万5,000円」を「30万2,000円」に、「19万2,000円」を「19万6,000円」に、「38万8,000円」を「39万8,000円」に、「23万8,000円」を「24万5,000円」に、「70万1,000円」を「72万円」に、「39万4,000円」を「40万3,000円」に改め、同表65の14の項中「197,000円」を「20万2,000円」に、「144,000円」を「14万7,000円」に、「259,000円」を「26万6,000円」に、「175,000円」を「18万円」に、「10,000平方メートル」を「1万平方メートル」に、「295,000円」を「30万2,000円」に、「192,000円」を「19万6,000円」に、「50,000平方メートル」を「5万平方メートル」に、「388,000円」を「39万8,000円」に、「238,000円」を「24万5,000円」に、「701,000円」を「72万円」に、「394,000円」を「40万3,000円」に改め、同表65の16の項中「35,000円」を「3万5,000円」に、「69,000円」を「7万円」に、「10,000円」を「1万円」に、「97,000円」を「9万7,000円」に、「16,000円」を「1万6,000円」に、「136,000円」を「13万6,000円」に、「27,000円」を「2万7,000円」に、「194,000円」を「19万5,000円」に、「45,000円」を「4万5,000円」に、「278,000円」を「27万8,000円」に、「80,000円」を「8万円」に、「16,000平方メートル」を「1万6,000平方メートル」に、「376,000円」を「37万6,000円」に、「126,000円」を「12万6,000円」に、「24,000平方メートル」を「2万4,000平方メートル」に、「492,000円」を「49万3,000円」に、「158,000円」を「15万8,000円」に、「578,000円」を「57万9,000円」に、「169,000円」を「16万9,000円」に、「109,000円」を「10万9,000円」に、「178,000円」を「17万9,000円」に、「277,000円」を「27万7,000円」に、「10,000平方メートル」を「1万平方メートル」に、「355,000円」を「35万6,000円」に、「25,000平方メートル」を「2万5,000平方メートル」に、「424,000円」を「42万5,000円」に、「494,000円」を「49万5,000円」に、「198,000円」を「19万8,000円」に、「238,000円（」を「23万9,000円（」に、「379,000円」を「38万円」に、「539,000円」を「54万円」に、「661,000円」を「66万2,000円」に、「778,000円」を「78万円」に、「888,000円」を「89万円」に、「197,000円」を「20万2,000円」に、「144,000円」を「14万7,000円」に、「259,000円」を「26万6,000円」に、「175,000円」を「18万円」に、「295,000円」を「30万

2,000円」に、「192,000円」を「19万6,000円」に、「50,000平方メートル」を「5万平方メートル」に、「388,000円」を「39万8,000円」に、「238,000円」を「24万5,000円」に、「701,000円」を「72万円」に、「394,000円」を「40万3,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市手数料条例別表65の11の項から65の15の項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第3項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申出に係る審査（建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかの構造計算を要するものに限る。以下同じ。）の手数料について適用し、施行日前にされた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第3項に規定する申出に係る審査の手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の盛岡市手数料条例別表65の16の項及び65の17の項の規定は、施行日以後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項又は第55条第1項に規定する認定の申請に対する審査（同法第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申出に係る審査（建築基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかの構造計算を要するものに限る。）を含む。以下同じ。）の手数料について適用し、施行日前にされた都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項又は第55条第1項に規定する認定の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

特定建築物計画認定申請手数料、集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料及び低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額を改定するほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 20 号

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市保健所手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年 月 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市保健所手数料条例（平成19年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「5,010円」を「5,130円」に、「22,710円」を「23,270円」に、「3,270円」を「3,340円」に改める。

別表第2の47の項中

43,000円

を

(1) 実地検査を行う場合

43,000円

(2) 実地検査以外の検査を行う

場合 14,000円

に改め、同表48の項中

22,000円

を

(1) 実地検査を行う場合

22,000円

(2) 実地検査以外の検査を行う

場合 7,000円

に改め、同表49の項中

16,000円

を

(1) 実地検査を行う場合

16,000円

(2) 実地検査以外の検査を行う

場合 5,000円

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

飲用水検査に係る手数料の額を改定するとともに、病院、診療所及び助産所の検査に区分を設け、当該区分に係る手数料を定めようとするものである。

議案第 21 号

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について  
盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例（平成8年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3号及び第5号」を「第4号及び第6号」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「第2号から第4号」を「第3号から第5号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「第2号」を「第3号」に、「第3号」を「第4号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「前3号」を「第1号、第3号、前号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 小学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第4号から第6号までに該当する者を除く。）をいう。

第4条中「該当する乳幼児」及び「現に乳幼児」の次に「、小学生」を加え、「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

福祉医療資金の貸付対象に小学生の保護者を加えようとするものである。

議案第 22 号

盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について

盛岡市工場等設置奨励条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

盛岡市工場等設置奨励条例（昭和63年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「盛岡市工場等設置奨励委員会の意見を聴いて」を「その内容を審査し、当該申請に係る工場等が雇用奨励金の対象工場等として適当と認めるときは、」に改める。

第11条中「第7条第2項に規定する事項及び」を削る。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

提案理由

雇用奨励金の対象工場等の指定に係る手続を改めようとするものである。

議案第 23 号

盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例について  
盛岡市地区活動センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例  
盛岡市地区活動センター条例（昭和54年条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表に次のように加える。

仁王地区活動センター	盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4
------------	------------------

別表に次のように加える。

仁王地区活 動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

仁王地区活動センターを設置しようとするものである。



議案第 24 号

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例について

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部  
を次のとおり改正するものとする。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成  
24年条例第50号）の一部を次のように改正する。

「第7章 共同生活介護

第1節 基本方針（第124条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第125条・第126条）を「第7章 削除」に、「第4

第3節 設備に関する基準（第127条）

第4節 運営に関する基準（第128条～第141条）」

「第4節 運営に関する基準（第198条の2～

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援

節 運営に関する基準（第199条～第201条）」を

第1款 趣旨及び基本方針（第201条の2

第2款 人員に関する基準（第201条の4

第3款 設備に関する基準（第201条の6

第4款 運営に関する基準（第201条の7

第201条)

助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

・第201条の3)

・第201条の5)

)

～第201条の12)

」

介護事業所等に関する特例（第204条・第205条）」を「第15章 削除」に改める。

第5条第2項中「肢体不自由者であって」を「肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障  
害により行動上著しい困難を有する障害者であって、」に、「障害者が」を「ものが」に改める。

第6条第1項中「者（以下この章）の次に「第201条の2並びに第201条の10第2項及び第4  
項」を加える。

第80条第1項第2号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第100条第1項第2号中「第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第196条第1項」を「第196条第1項」に改め、「指定共同生活援助事業者」の次に「又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「第124条に規定する指定共同生活介護、」を削り、「又は第195条」を「第195条」に改め、「指定共同生活援助」の次に「又は第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加え、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等）」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等）」に改め、「指定共同生活介護事業所（第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）」を削り、「又は指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「以下この章において同じ。）」を「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）」をいう。以下この章において同じ。）」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第3項第1号中「第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「第124条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の次に「第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第101条中「第7条」を「第52条」に改める。

第102条第2項中「入所者」を「利用者」に改める。

第109条第2号中「第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第114条第1項中「及び第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第119条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第7章を次のように改める。

#### 第7章 削除

第124条から第141条まで 削除

第157条の次に次の1条を加える。

(利用者負担額に係る管理)

第 157条の 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170条の 2 第 1 項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第 159条中「第23条，第24条」を「第24条」に、「第 131条，第 147条」を「第 147条」に改め、「第 23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 171条において準用する基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「第 131条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 171条において準用する基準省令第 144条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」とを削る。

第 172条中「第23条，第24条」を「第24条」に、「まで，第 131条」を「まで，第 157条の 2」に改め、「第 23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第 184条において準用する基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第 131条中「支給決定障害者」を「第 157条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170条の 2 第 1 項の厚生労働大臣が定める者に限る。））」に、「準用する基準省令第 144条」を「読み替えて準用する基準省令第 170条の 2 第 1 項」に改め、「同じ。）が」の次に「と，同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 170条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第 184条において読み替えて準用する基準省令第 170条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」を加える。

第 185条中「, 第 147条及び第 171条」を「及び第 147条」に改める。

第 195条中「相談」の次に「, 入浴, 排せつ又は食事の介護」を加える。

第 196条第 1 項第 1 号中「10」を「6」に改め, 同項中第 2 号を第 3 号とし, 第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに, 常勤換算方法で, アからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第 5 号。以下「区分省令」という。）第 1 条第 4 号に規定する区分 3 に該当する利用者の数を 9 で除して得た数

イ 区分省令第 1 条第 5 号に規定する区分 4 に該当する利用者の数を 6 で除して得た数

ウ 区分省令第 1 条第 6 号に規定する区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除して得た数

エ 区分省令第 1 条第 7 号に規定する区分 6 に該当する利用者の数を 2.5 で除して得た数

第 197条を次のように改める。

(管理者)

第 197条 指定共同生活援助事業者は, 指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし, 指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は, 当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ, 又は他の事業所, 施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は, 適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第 198条を次のように改める。

(設備)

第 198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は, 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域に設置し, かつ, 入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外に設置しなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は, 1 以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって, 当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）との密接な連携を確保するとともに, 本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第 4 項から第 6 項までにおいて同じ。）を有するものとし, 当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は 4 人以上とする。

3 共同生活住居の配置, 構造及び設備は, 利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
  - 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。
  - 6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
  - 7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
  - 8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
    - (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供において必要と認められる場合は、2人とすることができる。
    - (2) 一の居室の床面積は、収納設備等に係る床面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。
  - 9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。
    - (1) 入居定員は、1人とすること。
    - (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
    - (3) 居室の床面積は、収納設備等に係る床面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- 第13章第4節中第199条の前に次の5条を加える。

(入退居)

- 第198条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。
- 2 指定共同生活援助事業者は、利用の申込みを行った者（以下この節において「利用申込者」という。）の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
  - 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居のときは、利用者の要望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
  - 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

- 第198条の3 指定共同生活援助事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の日付その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。
- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に報告し

なければならない。

(利用者負担額等の受領)

第 198条の 4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第 2 項において準用する法第29条第 4 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第 2 項において準用する法第29条第 5 項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前 3 項の規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し、交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第 3 項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第 198条の 5 指定共同生活援助事業者は、第 201条において読み替えて準用する第60条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が没然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の

利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第 198条の6 サービス管理責任者は、第 201条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第 199条の見出しを「(介護及び家事等)」に改め、同条第2項中「による」の次に「介護又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第 199条の次に次の2条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 199条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て当該利用者に代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第 199条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運

営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

第 200条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第 200条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第 200条の次に次の 3 条を加える。

(支援体制の確保)

第 200条の 2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 200条の 3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 200条の 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第 201条中「第 128条から第 133条まで、第 135条、第 136条及び第 138条から第 140条まで」を「及び第 157条の 2」に、「第 201条において準用する第 136条」を「第 199条の 3」に、「第



201条において準用する第130条第1項」を「第198条の4第1項」に、「第201条において準用する第130条第2項」を「第198条の4第2項」に、「第201条において準用する第140条第1項」を「第200条の4第1項」に、「第130条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第132条第1項及び第133条第1項中「第141条」とあるのは「第201条」と、第133条第1項第3号及び第135条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」を「第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。））」に改める。

第13章第4節の次に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201条の12において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第201条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第201条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 201条の 4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30人以下 1人以上

イ 利用者の数が31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人又は30人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

2 前項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第 201条の 5 第 197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第 201条の 6 第 198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに同意)

第 201条の 7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った者（以下この項において「利用申込者」という。）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、第 201条の 9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定により文書の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第 201条の 8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第 201条の 9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

(6) 入居に当たっての留意事項

(7) 緊急時等における対応方法

(8) 非常災害対策

(9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第 201条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第 201条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第 201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の12において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の12」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業員」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生

活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章を次のように改める。

#### 第15章 削除

#### 第 204条及び第 205条 削除

附則第2項中「この条」を「この項」に改め、同項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改め、附則第3項中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）」に、「第127条第6項及び第7項」を「第198条第7項及び第8項」に、「第198条」を「第201条の6」に改め、附則第4項の前の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同項中「第134条第3項」を「第199条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改め、附則第5項中「第134条第3項」を「第199条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改め、附則第6項中「第125条第1項第2号イからエまで」を「第196条第1項第2号イからエまで」に改め、附則第7項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第127条（第198条）」を「第198条（第201条の6）」に、「第127条第6項」を「第198条第7項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定障害福祉サービス基準条例」という。）第124条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準条例第204条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、改正後の盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準条例第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新指定障害福祉サービス基準条例第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス基準条例第 201条の 4 の規定を適用する場合には、当分の間、同条第 1 項第 1 号中「6」とあるのは、「10」とする。

5 第 3 項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準条例第 201条の10第 4 項の規定を適用する場合には、この条例の施行の日以後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

#### 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）の改正に伴い、指定共同生活援助の事業の基準を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 25 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例

盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「被害者で」を「被害者若しくは同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者について市営住宅への優先入居の取扱いをしようとするものである。

議案第 26 号

盛岡市市民プール条例の一部を改正する条例について  
 盛岡市市民プール条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市民プール条例の一部を改正する条例  
 盛岡市市民プール条例（昭和51年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表盛岡市立高松プールの項を削る。

第3条の表を次のように改める。

区分	開設期間	使用時間
メインプール	通年	午前10時から午後 8 時30分（中学校生徒以下の者にあつては、午後 5 時）まで
サブプール及び飛込プール	6月15日から9月の第1日曜日まで	午前10時から午後 5 時まで

第4条中「各号に掲げる市民プールの区分に応じ、当該各号に定める日」を「とおり」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日にあたる時は、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第5条中「盛岡市立総合プールの」を削る。

第11条ただし書を削る。

別表第1号の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒以下の者
普通使用（1回につき）	700円	400円	300円
回数使用	5回につき	2,800円	1,600円
	10回につき	5,250円	3,000円
	15回につき	7,350円	4,200円
団体使用（1人1回につき）	490円	280円	210円

別表第1号の表備考2中「、「50円」とあるのは「20円」と、「30円」とあるのは「10円」と」を削り、別表第2号の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分	土曜日及び休日（1時間までごとに）	平日（1時間までごとに）



メインプール	全面を使用する場合	26,000円	20,000円
	2分の1を使用する場合	13,000円	10,000円
	50メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	3,250円	2,500円
	25メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	1,620円	1,250円
サブプール	全面を使用する場合	9,100円	7,000円
	25メートルのコースを使用する場合（1コースにつき）	1,620円	1,250円
飛込プール		6,500円	5,000円
会議室			500円
研修室			500円

別表第3号を次のように改める。

(3) 附属の設備の使用料

区分	金額
放送設備一式（1時間までごとに）	1,000円
電光表示設備一式（1時間までごとに）	2,000円
競泳競技用設備一式（1日につき）	5,000円
シンクロナイズドスイミング競技用設備一式（1日につき）	1,000円
水球競技用設備一式（1日につき）	3,000円
飛込競技用設備一式（1日につき）	3,000円

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡市立高松プールを廃止しようとするものである。

議案第 27 号

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
盛岡市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）の一部を次のように改正する。  
第3条第3項中「小児科」を「腎臓内科，小児科」に改める。

附 則

この条例は，規則で定める日から施行する。

提案理由

市立病院の診療科目に腎臓内科を加えようとするものである。

議案第 28 号

損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて  
次のとおり損害賠償請求に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定める。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 和解及び損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

2 和解の内容

損害賠償の額を3のとおり定め、当事者は、この他に債権債務がないことを確認した。

- 3 損害賠償の額 金 5,522,318円也

4 損害賠償の原因

平成25年8月9日盛岡市材木町 310番付近において、主要地方道盛岡横手線の歩道を自転車で走行中、降雨のため材木町グリーンプロット内に樹勢する市指定保存樹木「夕顔瀬橋際のシンジュ・ケヤキ群」の内シンジュの下に一時退避中、当該樹木の枝が落下し、重症を負ったことによる。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 29 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成26年4月1日
- 3 契約の金額 金 9,258,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に一括払い。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 佐藤 公哉  
資格 公認会計士

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 30 号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約の協議について

平成26年3月31日をもって解散する岩手中部広域水道企業団を同日をもって岩手県市町村総合事務組合から脱退させること、平成26年4月1日に岩手中部水道企業団を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、岩手中部水道企業団に係る常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給に関する事務並びに地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を同日から岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること並びに岩手県市町村総合事務組合同約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するものとする。

平成26年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

岩手県市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合同約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	岩手北部広域環境組合
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	紫波、稗貫衛生処理組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
北上地区広域行政組合	岩手県自治会館管理組合
北上地区消防組合	岩手県市町村総合事務組合
岩手中部広域行政組合	気仙広域連合
岩手中部水道企業団	久慈広域連合
陸前高田市及び大船渡市営林組合	岩手県後期高齢者医療広域連合
二戸地区広域行政事務組合	

## 附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

### 提案理由

岩手県市町村総合事務組合を組織する団体について、解散する岩手中部広域水道企業団を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること及び新たに設ける岩手中部水道企業団を岩手県市町村総合事務組合に加入させること並びに岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。